

## 日本中央競馬会における職員の給与等の支給の基準

日本中央競馬会は、日本中央競馬会の職員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を、次のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

職員の給与等の支給の基準を定めるにあたっては、以下の点を基本的な考え方とする。

- (1) 職員の給与等は、各職務に必要とされる能力、職責及び勤務成績等に応じたものであること。また、勤務条件及び生計費等も考慮すること。
- (2) 職員の給与等は、勝馬投票券の売上・利益等の業績を勘案するとともに、日本中央競馬会の適切な事業運営及びお客様サービスの維持・向上を図るために必要な人材を確保する上で十分競争力のあるものとし、人材確保面で競合関係にある民間企業等における、そうした人材の処遇の実情をも勘案すること。また、職員の給与については、役員の給与との均衡を考慮すること。
- (3) 日本中央競馬会は、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）及び日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）に基づき設立された特殊法人であることにかんがみ、効率的に業務を運営し中央競馬事業を安定的に発展させていくため、職員の給与等について、その総額を含めて適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

### 2 給与

給与は、本俸及び諸手当からなるものとする。

#### (1) 本俸

本俸は、職種別の俸給表により、各職務の複雑、困難及び責任の度合いに応じて支給する。

#### (2) 諸手当

諸手当は、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とする。ただし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、特別手当及び業績加給とする。

ア 家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。

- イ 住居手当は、舎宅以外の借間・借家に居住し家賃を支払っている者及び自家に居住する者に支給する。
- ウ 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外、休日又は深夜に勤務した者に支給する。ただし、役割手当及び専門技術役付手当の支給を受ける管理職には、深夜に勤務した場合を除き、支給しない。
- エ 宿日直手当は、宿直又は日直の勤務を行った者に支給する。
- オ 特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した者に支給する。
- カ 役付手当は、役職に応じて管理職に支給する。役付手当は、役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役割加算手当は役割手当及び役職手当に区分する。
- キ 管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。
- ク 特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
- ケ 特別都市手当は、賃金水準、物価、生計費等の高い地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には、支給しない。
- コ 単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に支給する。
- サ 寒冷地手当は、北海道その他寒冷の地域に在勤する者に対し 10 月に支給する。
- シ 特別手当は、毎年 2 回以内において支給することがある。
- ス 業績加給は、日本中央競馬会の業績が好調であると認められる場合に、支給する。
- セ 在勤手当は、外国に在勤する者に対し、勤務地及び家族状況等に応じて支給する。

### 3 退職手当

退職手当は、職員が1年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当の額を加算し、又は在職中に顕著な功労があった者には特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

### 4 給与等の支給額等の決定及び開示

- (1) 2及び3の給与等の支給額及び支給割合等に係る規定は、経営委員会の議決を経て理事長が定める。
- (2) (1)で定めた給与等の支給額及び支給割合等に係る規定は、速やかに公表するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成25年6月27日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。



(参考)

## 職員の給与等の支給額、支給割合等

(平成28年7月1日現在)

### 1 給与

#### (1) 本俸

本俸は、次の俸給表により支給する。ただし、在勤基本手当の支給を受ける外国勤務者には、本俸月額100分の20相当額を支給しない。

総合職Ⅰ俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	214,000	262,400	327,200	530,000	650,000
2	218,400	267,800	333,600	534,800	653,400
3	222,800	273,200	340,000	539,600	656,800
4	227,200	278,600	346,400	544,400	660,200
5	231,600	284,000	352,800	549,200	663,600
6	236,000	289,400	359,200	554,000	667,000
7	240,400	294,800	365,600	558,800	670,400
8	244,800	300,200	372,000	563,600	673,800
9	249,200	305,600	378,400	568,400	677,200
10	253,600	311,000	384,800	573,200	680,600
11	258,000	316,400	391,200	578,000	684,000
12	262,400	321,800	397,600	582,800	687,400
13	266,800	327,200	404,000	587,600	690,800
14	271,200	332,600	409,400	592,400	694,200
15	275,600	338,000	414,800	597,200	697,600
16	280,000	343,400	420,200	602,000	701,000
17	284,400	348,800	425,600	606,800	704,400
18	287,400	352,300	431,000	611,600	707,800
19	290,400	355,800	436,400	616,400	711,200
20	293,400	359,300	441,800	621,200	714,600
21	296,400	362,800	447,200	626,000	718,000
22	298,400	366,300	452,600	630,800	721,400
23	300,400	369,800	458,000	635,600	724,800
24	302,400	373,300	463,400	640,400	728,200
25	304,400	376,800	468,800	645,200	731,600
26	306,400	379,300	472,800	650,000	735,000
27	308,400	381,800	476,800	654,800	738,400
28	310,400	384,300	480,800	657,600	740,300
29	312,400	386,800	484,800	660,400	742,200
30	314,400	389,300	488,800	663,200	744,100
31	316,400	391,800	492,800	666,000	746,000
32	318,400	394,300	496,800	668,800	
33	320,400	396,800	500,800	671,600	
34	322,400	399,300	504,800	674,400	
35	324,400	401,800	508,800	677,200	
36	326,400	404,300	512,800	680,000	
37	328,400	406,800	516,800	682,800	
38	330,400	409,300	518,800	685,600	
39	332,400	411,800	520,800	688,400	
40	334,400	414,300	522,800	691,200	
41	336,400	416,800	524,800		
42	338,400	419,300	526,800		
43	340,400	421,800	528,800		

44	342,400	424,300	530,800		
45	344,400	426,800	532,800		
46	346,400	428,800	534,300		
47	348,400	430,800	535,800		
48	350,400	432,800	537,300		
49		434,800	538,800		
50		436,800	540,300		
51		438,800	541,800		
52		440,800	543,300		
53		442,800	544,800		
54		444,800	546,300		
55		446,800	547,800		
56		448,800	549,300		
57		450,800	550,800		

備考) この表は、施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

### 総合職Ⅱ俸給表

号俸	1 級	2 級B	2 級A	3 級	4 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円	円
1	175,000	253,600	318,000	325,500	490,000
2	177,800	257,000	321,400	329,400	493,800
3	180,600	260,400	324,800	333,300	497,600
4	183,400	263,800	328,200	337,200	501,400
5	186,200	267,200	331,600	341,100	505,200
6	189,000	270,600	335,000	345,000	509,000
7	191,800	274,000	338,400	348,900	512,800
8	194,600	277,400	341,800	352,800	516,600
9	197,400	280,800	345,200	356,700	520,400
10	200,200	284,200	348,600	360,600	524,200
11	203,000	287,000	352,000	364,500	528,000
12	205,800	289,800	355,400	368,400	531,800
13	208,600	292,600	358,800	372,300	535,600
14	211,400	295,400	362,200	376,200	539,400
15	214,200	298,200	365,600	380,100	543,200
16	217,000	301,000	369,000	384,000	547,000
17	219,800	303,800	371,400	387,400	550,800
18	222,600	306,600	373,800	390,800	554,600
19	225,400	309,400	376,200	394,200	558,400
20	228,200	312,200	378,600	397,600	562,200
21	231,000	315,000	381,000	401,000	566,000
22	233,800	317,800	383,400	404,400	569,800
23	236,600	320,600	385,800	407,800	573,600
24	239,400	323,400	388,200	411,200	577,400
25	242,200	326,200	390,200	414,600	581,200
26	245,000	329,000	392,200	418,000	585,000
27	247,800	331,800	394,200	421,400	588,800
28	250,600	334,600	396,200	424,800	591,300
29	253,400	337,400	398,200	428,200	593,800
30	256,200	340,200	400,200	430,600	596,300
31	259,000	342,600	402,200	433,000	598,800
32	261,800	345,000	404,200	435,400	601,300
33	264,600	347,400	406,200	437,800	603,800
34	267,400	349,800	408,200	440,200	606,300
35	270,200	352,200	410,200	442,600	608,800
36	273,000	354,600	412,200	445,000	611,300
37	275,800	357,000	414,200	447,400	613,800
38	278,600	359,400	416,200	449,800	616,300
39	281,400	361,800	418,200	452,200	618,800
40	284,200	364,200	420,200	454,600	621,300
41	285,800	366,600	422,200	457,000	623,800
42	287,400	369,000	424,200	459,400	626,300

43	289,000	370,200	426,200	461,800	628,800
44	290,600	371,400	428,200	464,200	631,300
45	292,200	372,600	429,200	466,600	633,800
46	293,800	373,800	430,200	469,000	636,300
47	295,400	375,000	431,200	471,400	
48	297,000	376,200	432,200	473,800	
49	298,600	377,400	433,200	476,200	
50	300,200	378,600	434,200	477,600	
51	301,800	379,800	435,200	479,000	
52	303,400	381,000	436,200	480,400	
53	305,000	382,200	437,200	481,800	
54	306,600	383,400	438,200	483,200	
55	308,200	384,600	439,200	484,600	
56	309,800	385,800	440,200	486,000	
57	311,400	387,000	441,200	487,400	
58	313,000	388,200	442,200	488,800	
59	314,600	389,400	443,200	490,200	
60	316,200	390,600	444,200	491,600	
61	317,800	391,800	445,200	493,000	
62	319,400	393,000	446,200	494,400	
63	321,000		447,200	495,800	
64	322,600		448,200	497,200	
65	324,200			498,600	
66	325,800			500,000	
67	327,400			501,400	
68	329,000			502,800	
69	330,600			504,200	
70	332,200			504,900	
71	333,800			505,600	
72	335,400			506,300	
73	337,000			507,000	
74	338,600			507,700	
75	340,200			508,400	
76	341,800			509,100	
77	343,400			509,800	
78	345,000			510,500	
79	346,600			511,200	
80	348,200			511,900	
81				512,600	
82				513,300	
83				514,000	
84				514,700	
85				515,400	
86				516,100	
87				516,800	
88				517,500	
89				518,200	
90				518,900	
91				519,600	
92				520,300	
93				521,000	
94				521,700	
95				522,400	
96				523,100	
97				523,800	
98				524,500	
99				525,200	
100				525,900	
101				526,600	
102				527,300	
103				528,000	
104				528,700	
105				529,400	
106				530,100	
107				530,600	

108				531,100	
109				531,600	
110				532,100	
111				532,600	
112				533,100	
113				533,600	
114				534,100	
115				534,600	
116				535,100	
117				535,600	
118				536,100	
119				536,600	
120				537,100	
121				537,600	
122				538,100	
123				538,600	
124				539,100	
125				539,600	
126				540,100	
127				540,600	
128				541,100	
129				541,600	
130				542,100	
131				542,600	
132				543,100	
133				543,600	
134				544,100	
135				544,600	
136				545,100	
137				545,600	
138				546,100	
139				546,600	
140				547,100	
141				547,600	

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員であって理事長が指定する者に適用する。

### 総合職Ⅲ俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A	3 級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	154,000	223,100	279,800	286,400
2	156,400	226,100	282,800	289,900
3	158,800	229,100	285,800	293,400
4	161,200	232,100	288,800	296,900
5	163,600	235,100	291,800	300,400
6	166,000	238,100	294,800	303,900
7	168,400	241,100	297,800	307,400
8	170,800	244,100	300,800	310,900
9	173,200	247,100	303,800	314,400
10	175,600	250,100	306,800	317,900
11	178,000	252,600	309,800	321,400
12	180,400	255,100	312,800	324,900
13	182,800	257,600	315,800	328,400
14	185,200	260,100	318,800	331,900
15	187,600	262,600	321,800	335,400
16	190,000	265,100	324,800	338,900
17	192,400	267,600	326,900	341,700
18	194,800	270,100	329,000	344,500
19	197,200	272,600	331,100	347,300
20	199,600	275,100	333,200	350,100
21	202,000	277,600	335,300	352,900



22	204,400	280,100	337,400	355,700
23	206,800	282,600	339,500	358,500
24	209,200	285,100	341,600	361,300
25	211,600	287,600	343,300	364,100
26	214,000	290,100	345,000	366,900
27	216,400	292,600	346,700	369,700
28	218,800	295,100	348,400	372,500
29	221,200	297,600	350,100	375,300
30	223,600	300,100	351,800	377,400
31	226,000	302,200	353,500	379,500
32	228,400	304,300	355,200	381,600
33	230,800	306,400	356,900	383,700
34	233,200	308,500	358,600	385,800
35	235,600	310,600	360,300	387,900
36	238,000	312,700	362,000	390,000
37	240,400	314,800	363,700	392,100
38	242,800	316,900	365,400	394,200
39	245,200	319,000	367,100	396,300
40	247,600	321,100	368,800	398,400
41	249,100	323,200	370,500	400,500
42	250,600	325,300	372,200	402,600
43	252,100	326,300	373,900	404,700
44	253,600	327,300	375,600	406,800
45	255,100	328,300	376,500	408,900
46	256,600	329,300	377,400	411,000
47	258,100	330,300	378,300	413,100
48	259,600	331,300	379,200	415,200
49	261,100	332,300	380,100	417,300
50	262,600	333,300	381,000	418,500
51	264,100	334,300	381,900	419,700
52	265,600	335,300	382,800	420,900
53	267,100	336,300	383,700	422,100
54	268,600	337,300	384,600	423,300
55	270,100	338,300	385,500	424,500
56	271,600	339,300	386,400	425,700
57	273,100	340,300	387,300	426,900
58	274,600	341,300	388,200	428,100
59	276,100	342,300	389,100	429,300
60	277,600	343,300	390,000	430,500
61	279,100	344,300	390,900	431,700
62	280,600	345,300	391,800	432,900
63	282,100		392,700	434,100
64	283,600		393,600	435,300
65	285,100			436,500
66	286,600			437,700
67	288,100			438,900
68	289,600			440,100
69	291,100			441,300
70	292,600			441,900
71	294,100			442,500
72	295,600			443,100
73	297,100			443,700
74	298,600			444,300
75	300,100			444,900
76	301,600			445,500
77	303,100			446,100
78	304,600			446,700
79	306,100			447,300
80	307,600			447,900
81				448,500
82				449,100
83				449,700
84				450,300
85				450,900
86				451,500

87			452,100
88			452,700
89			453,300
90			453,900
91			454,500
92			455,100
93			455,700
94			456,300
95			456,900
96			457,500
97			458,100
98			458,700
99			459,300
100			459,900
101			460,500
102			461,100
103			461,700
104			462,300
105			462,900
106			463,500
107			464,000
108			464,500
109			465,000
110			465,500
111			466,000
112			466,500
113			467,000
114			467,500
115			468,000
116			468,500
117			469,000
118			469,500
119			470,000
120			470,500
121			471,000
122			471,500
123			472,000
124			472,500
125			473,000
126			473,500
127			474,000
128			474,500
129			475,000
130			475,500
131			476,000
132			476,500
133			477,000
134			477,500
135			478,000
136			478,500
137			479,000
138			479,500
139			480,000
140			480,500
141			481,000

備考) この表は、限定された勤務地域内において施策の企画立案、調整、調査研究その他これらに類する職務に従事する職員に適用する。

専門技術職俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円	円
1	165,000	222,000	326,000	510,000
2	168,000	225,500	330,500	514,000
3	171,000	229,000	335,000	518,000
4	174,000	232,500	339,500	522,000
5	177,000	236,000	344,000	526,000
6	180,000	239,500	348,500	530,000
7	183,000	243,000	353,000	534,000
8	186,000	246,500	357,500	538,000
9	189,000	250,000	362,000	542,000
10	192,000	253,500	366,000	545,500
11	195,000	257,000	370,000	549,000
12	198,000	260,500	374,000	552,500
13	201,000	264,000	378,000	556,000
14	204,000	267,500	382,000	559,500
15	207,000	271,000	386,000	563,000
16	210,000	274,500	390,000	566,500
17	213,000	278,000	394,000	570,000
18	216,000	281,500	397,500	573,500
19	219,000	285,000	401,000	577,000
20	222,000	288,500	404,500	580,500
21	225,000	292,000	408,000	584,000
22	228,000	295,500	411,500	587,500
23	231,000	299,000	415,000	591,000
24	234,000	302,500	418,500	594,500
25	237,000	306,000	422,000	598,000
26	240,000	309,500	425,500	600,500
27	243,000	313,000	429,000	603,000
28	246,000	316,500	432,500	605,500
29	249,000	320,000	436,000	608,000
30	252,000	323,500	439,500	610,500
31	255,000	327,000	443,000	613,000
32	258,000	330,500	446,500	615,500
33	261,000	334,000	450,000	618,000
34	264,000	337,500	452,500	620,500
35	267,000	341,000	455,000	623,000
36	270,000	344,500	457,500	625,500
37	273,000	348,000	460,000	628,000
38	276,000	351,500	462,500	630,500
39	279,000	355,000	465,000	633,000
40	282,000	358,500	467,500	635,500
41	285,000	362,000	470,000	638,000
42	288,000	364,500	472,500	640,500
43	291,000	367,000	475,000	643,000
44	294,000	369,500	477,500	645,500
45	296,000	372,000	480,000	648,000
46	298,000	374,500	482,500	649,500
47	300,000	377,000	485,000	651,000
48	302,000	379,500	487,500	652,500
49	304,000	382,000	490,000	654,000
50	306,000	384,500	492,000	655,500
51	308,000	387,000	494,000	657,000
52	310,000	389,500	496,000	658,500
53	312,000	392,000	498,000	660,000
54	314,000	394,500	500,000	661,500
55	316,000	397,000	502,000	663,000
56	318,000	399,500	504,000	664,500
57	320,000	402,000	506,000	666,000
58	322,000	404,000	507,500	667,000
59	324,000	406,000	509,000	668,000

60	326,000	408,000	510,500	669,000
61	328,000	410,000	512,000	670,000
62	330,000	412,000	513,500	671,000
63	332,000	414,000	515,000	672,000
64	334,000	416,000	516,500	673,000
65	336,000	418,000	518,000	674,000
66	338,000	420,000	519,500	675,000
67	340,000	422,000	521,000	676,000
68	342,000	424,000	522,500	677,000
69	344,000	426,000	524,000	678,000
70	346,000	427,500	525,500	679,000
71	348,000	429,000	527,000	680,000
72	350,000	430,500	528,500	681,000
73		432,000	530,000	682,000
74		433,500	531,000	683,000
75		435,000	532,000	684,000
76		436,500	533,000	685,000
77		438,000	534,000	685,800
78		439,500	535,000	686,600
79		441,000	536,000	687,400
80		442,500	537,000	688,200
81		444,000	538,000	689,000
82		445,500	539,000	
83		447,000	540,000	
84		448,500	541,000	
85		450,000	542,000	
86			543,000	
87			544,000	
88			545,000	
89			546,000	
90			547,000	
91			548,000	
92			549,000	
93			550,000	

備考) この表は、馬の装蹄、乗馬の指導、競馬場の馬場等の施設の維持管理その他の専門的な知識、技術等を必要とする職務に従事する職員に適用する。

#### 一般事務技術職俸給表

号俸	1 級	2 級 B	2 級 A
	本俸月額	本俸月額	本俸月額
	円	円	円
1	140,000	196,100	257,500
2	141,400	197,700	258,900
3	142,800	199,300	260,300
4	144,200	200,900	261,700
5	145,600	202,500	263,100
6	147,000	204,100	264,500
7	148,400	205,700	265,900
8	149,800	207,300	267,300
9	151,200	208,900	268,700
10	152,600	210,500	270,100
11	154,000	212,100	271,500
12	155,400	213,700	272,900
13	156,800	215,300	274,300
14	158,200	216,900	275,700
15	159,600	218,500	277,100
16	161,000	220,100	278,500
17	162,400	221,700	279,900
18	163,800	223,300	281,300
19	165,200	224,900	282,700
20	166,600	226,500	284,100

21	168,000	228,100	285,500
22	169,400	229,500	286,900
23	170,800	230,900	288,300
24	172,200	232,300	289,700
25	173,600	233,700	291,100
26	175,000	235,100	292,500
27	176,400	236,500	293,700
28	177,800	237,900	294,900
29	179,200	239,300	296,100
30	180,600	240,700	297,300
31	182,000	242,100	298,500
32	183,400	243,500	299,700
33	184,800	244,900	300,900
34	186,200	246,300	302,100
35	187,600	247,700	303,300
36	189,000	249,100	304,500
37	190,400	250,500	305,700
38	191,800	251,900	306,900
39	193,200	253,300	308,100
40	194,600	254,700	309,300
41	195,600	256,100	310,500
42	196,600	257,100	311,300
43	197,600	258,100	312,100
44	198,600	259,100	312,900
45	199,600	260,100	313,700
46	200,600	261,100	314,500
47	201,600	262,100	315,300
48	202,600	263,100	316,100
49	203,600	264,100	316,900
50	204,600	265,100	317,700
51	205,600	266,100	318,500
52	206,600	267,100	319,300
53	207,600	268,100	320,100
54	208,600	269,100	320,900
55	209,600	270,100	321,700
56	210,600	271,100	322,500
57	211,600	272,100	323,300
58	212,600	273,100	324,100
59	213,600	274,100	324,500
60	214,600	275,100	324,900
61	215,600	276,100	325,300
62	216,600	276,700	325,700
63	217,600	277,300	326,100
64	218,600	277,900	326,500
65	219,600	278,500	326,900
66	220,600	279,100	327,300
67	221,600	279,700	327,700
68	222,600	280,300	328,100
69	223,600	280,900	328,500
70	224,600	281,500	328,900
71	225,600	282,100	
72	226,600	282,700	
73	227,600	283,300	
74	228,600	283,900	
75	229,600	284,500	
76	230,600	285,100	
77	231,600	285,700	
78	232,600	286,300	
79	233,600	286,900	
80	234,600	287,500	
81	235,200	288,100	
82	235,800	288,400	
83	236,400	288,700	
84	237,000	289,000	
85	237,600	289,300	

86	238,200	289,600	
87	238,800		
88	239,400		
89	240,000		
90	240,600		
91	241,200		
92	241,800		
93	242,400		
94	243,000		
95	243,600		
96	244,200		
97	244,800		
98	245,400		
99	246,000		
100	246,600		
101	247,200		
102	247,800		
103	248,400		
104	249,000		
105	249,600		
106	250,200		
107	250,800		
108	251,400		
109	252,000		
110	252,600		
111	253,200		
112	253,800		
113	254,400		
114	255,000		
115	255,600		
116	256,200		
117	256,800		
118	257,400		
119	258,000		
120	258,600		
121	258,900		
122	259,200		
123	259,500		
124	259,800		
125	260,100		
126	260,400		
127	260,700		
128	261,000		
129	261,300		
130	261,600		
131	261,900		
132	262,200		
133	262,500		
134	262,800		
135	263,100		

備考) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。

#### 指定職俸給表

	1 級	2 級
本俸月額	円 746,000	円 770,000

備考) この表は、本部の部長、附属機関の長、競馬場長その他の理事長が指定する職にある職員に適用する。

## (2) 諸手当

諸手当は、国内勤務者にあつては、家族手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、役付手当、管理専門職臨時緊急勤務手当、特別調整手当、特別都市手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特別手当及び業績加給とし、外国勤務者にあつては、在勤手当、家族手当、特別手当及び業績加給とする。

### ア 家族手当

家族手当は、扶養親族を有する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

扶養親族の区分	支給月額
配偶者	17,000 円。ただし、在勤手当（配偶者手当）の支給を受ける外国勤務者には支給しない。
その他の扶養親族	1人につき 5,500 円（配偶者がいない場合の扶養親族 1 人目については 11,000 円）。満15歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある子については、1人につき 5,000 円を加算

### イ 住居手当

住居手当は、舎宅以外の借家・借間に居住し家賃を支払っている者及び自家に居住する者に支給する。

区分	支給月額
借家・借間	30,500 円を限度として現に支払った実費
自家	16,000円を限度として持分割合に応じて定める額

### ウ 時間外勤務手当

- ① 管理職以外の職員が所定の勤務時間外に勤務したときには、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の125相当額を支給する。
- ② 管理職以外の職員が休日に勤務したときには、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の135相当額（12月29日から翌年の1月3日までの午前5時から午後10時までに勤務した場合は、100分の150相当額）を支給する。
- ③ 管理職以外の職員について、法定時間外勤務が1月につき60時間を超えた場合は、①及び②にかかわらず、その超えた1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の150相当額を支給する。
- ④ 深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した者には、1時間につき通常の労働時間の賃金の100分の25相当額を支給する。

## エ 宿日直手当

宿日直手当は、宿直又は日直の勤務1回につき7,000円(12月29日から翌年の1月3日までに勤務した場合は、11,900円)を支給する。

## オ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険又は特殊な勤務に従事した場合に支給する。

区分	支給日額
著しく危険又は特殊な馬取扱業務に従事したとき	800円～900円(同一日に放射線取扱業務に従事した場合は100円を加算)。ただし、管理職及び特別調整手当(勤務地に係るものを除く。)の支給を受ける者には、支給しない。
家畜伝染病に係る処理作業に従事したとき 有害物を使用した実験・研究・診療等に従事したとき 馬の装削蹄業務に従事したとき 高所高圧作業に従事したとき 育成馬購買のための幼駒の採血・臨床検査に従事したとき	600円～800円。ただし、管理職及び特別調整手当(勤務地に係るものを除く。)の支給を受ける者には、支給しない。
放射線取扱業務に従事したとき 負傷した騎手等を救急搬送したとき	800円
所定の勤務時間を延長されて競馬開催業務に従事したとき	3,200円(競走馬の整馬作業、検体採取作業に従事した場合、宿泊を伴う調整ルーム業務に執務した場合等にはそれぞれ500円～3,500円を加算)
所定の勤務時間を変更されて勝馬投票券の夜間発売に従事したとき	2,200円
馬の輸送業務に従事したとき	輸送距離に応じて2,000円～8,000円



## カ 役付手当

役付手当は役割加算手当及び専門技術役付手当とし、役職に応じて管理職（指定職及び各俸給表の4級以上の者）に支給する。役割加算手当は役割手当及び役職手当とする。

- ① 役割手当の月額、その職の役割の重要性に応じて76,000円～192,500円とする。
- ② 役職手当の月額は、40,000円とする。
- ③ 専門技術役付手当の月額は、本俸の月額及び業績加給の月額の合計額の100分の14に相当する額とする。

## キ 管理専門職臨時緊急勤務手当

管理専門職臨時緊急勤務手当は、臨時又は緊急の必要により休日に勤務した役割加算手当の支給を受ける管理職に、理事長が特に必要と認めた場合に限り支給する。

職員の区分	支給日額
総合職Ⅰ俸給表4級又は総合職Ⅱ俸給表4級の職にある職員	10,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は15,000円）
総合職Ⅰ俸給表5級の職にある職員	12,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は18,000円）
指定職俸給表の適用を受ける職員	16,000円（勤務に従事した時間が6時間を超える場合は24,000円）

## ク 特別調整手当

特別調整手当は、職務の複雑・困難の度又は勤務条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な者に支給する。

区分	支給月額
裁決・ハンデキャップ・発走・決勝審判の事務、馬の研究・診療・装蹄業務、競馬学校生徒の実技教育に従事する職員	本俸月額の100分の8相当額以内。ただし、管理職には支給しない。
日高育成牧場に勤務する職員	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額の合計額の100分の1相当額。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

## ケ 特別都市手当

特別都市手当は、次の地域に在勤する者に支給する。ただし、役割加算手当の支給を受ける管理職には支給しない。

地域	支給月額	
	総合職Ⅰ俸給表、総合職Ⅱ俸給表及び専門技術職俸給表適用者	総合職Ⅲ俸給表及び一般事務技術職俸給表適用者
東京都特別区	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の6相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の20相当額
神奈川県横浜市、大阪府大阪市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の5相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の16相当額
千葉県船橋市、東京都立川市・府中市・西東京市、愛知県名古屋市・豊明市、京都府京都市、兵庫県神戸市・宝塚市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の4相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の14相当額
茨城県稲敷郡美浦村、千葉県白井市、滋賀県栗東市、広島県広島市、福岡県福岡市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の2相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の9相当額
北海道札幌市、栃木県宇都宮市・下野市、群馬県高崎市、新潟県新潟市、静岡県浜松市、兵庫県姫路市・三木市、香川県高松市、福岡県北九州市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の1相当額	本俸、家族手当及び業績加給の月額合計額の100分の4相当額

総合職Ⅰ俸給表、総合職Ⅱ俸給表及び専門技術職俸給表適用者については経過措置として、次表のとおりとする。

地域	支給月額	
	平成28年1月1日から 平成28年12月31日	平成29年1月1日から 平成29年12月31日
東京都西東京市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の5相当額	経過措置なし
広島県広島市及び 福岡県福岡市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の4相当額	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の3相当額
栃木県宇都宮市	本俸、家族手当、役付手当及び業績加給の月額合計額の100分の2相当額	経過措置なし

#### コ 単身赴任手当

単身赴任手当は、勤務地を異にする配置換え等に伴い、やむを得ない事情により単身生活となった者に対し、1月につき勤務場所と配偶者等の住居間の往復交通費相当額及び35,000円を支給する。

#### サ 寒冷地手当

寒冷地手当は、次の地域に在勤する者に対して10月に支給する。

地域	支給年額		
	世帯主		世帯主以外
	扶養親族有	扶養親族無	
北海道	159,900円	93,700円	57,200円
青森県、岩手県、秋田県	117,700円	68,900円	46,200円
福島県西白河郡	89,600円	52,000円	34,800円

## シ 特別手当

特別手当は、6月から11月まで及び12月から翌年5月までの各期における勤務実績に応じて、それぞれ12月及び翌年6月に支給する。支給条件はその都度定める。

## ス 業績加給

支給停止中。

## セ 在勤手当

在勤手当は、在勤基本手当、住宅手当、配偶者手当及び子女教育手当とし、勤務地及び家族状況等に応じて外国勤務者に支給する。

- ① 在勤基本手当は、外国勤務者の勤務地に応じて、1月につき、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「政令」という。）に規定する額の100分の80相当額を支給する。
- ② 住宅手当は、外国勤務者が居住する住宅の家賃額に応じて、1月につき、政令に規定する限度額の100分の80相当額を限度として支給する。
- ③ 配偶者手当は、配偶者を伴う外国勤務者に対し、1月につき、在勤基本手当の100分の20相当額を支給する。
- ④ 子女教育手当は、外国で学校教育等を受ける年少子女を有する外国勤務者に対し、年少子女1人につき月額18,000円を支給する。ただし、授業料等の必要経費に応じて、1人につき月額54,000円を限度として加算することがある。

### (3) 満55歳以上の職員の給与

職員（指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）が満55歳（一部の職員については満57歳）に達した日後における最初の4月1日以後、本俸月額額の100分の10相当額以内の額を減額して給与を支給する。当該職員の諸手当の支給額等は、その者の本俸月額等から減額分を控除した額を基に計算する。

## 2 退職手当

退職手当は、職員が1年以上在職した後退職したとき又は在職中死亡したときに、退職時又は死亡時の本俸に、在職期間に応じた支給率を乗じて算出した額を支給する。なお、退職事由により退職手当を加算し、又は在職中特に顕著な功労があった者に特別退職手当を支給することがある。ただし、在職中に非違行為による免職事由に該当する行為があった者に対しては、退職手当の全部又は一部を支給しないことがある。

在職期間 (年)	支 給 率	在職期間 (年)	支 給 率
1	0.8	20	27.60
2	1.68	21	29.37
3	2.64	22	31.14
4	3.68	23	32.92
5	4.80	24	34.70
6	6.00	25	36.48
7	7.28	26	38.26
8	8.64	27	40.04
9	10.08	28	41.82
10	11.60	29	42.66
11	13.20	30	43.50
12	14.80	31	44.34
13	16.40	32	45.18
14	18.00	33	46.02
15	19.60	34	46.86
16	21.20	35	47.70
17	22.80	36	48.53
18	24.40	37	49.36
19	26.00	38以上	50.19

備考)

- 1 在職期間38年未満で、在職期間の計算において1年未満の端数がある場合におけるその在職期間に対する支給率は、当該年数における支給率に当該年数の直近上位の年数における支給率から当該年数における支給率を控除した率を12で除して、これに端数月の月数を乗じた率を加えて得た率とする。
- 2 在職期間1年未満で、その退職が死亡による場合のその者に対する支給率は0.8とする。